

四日市市告示第434号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

平成29年8月18日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

万古町地内における土壌汚染について

2 発表内容

平成29年8月17日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、万古町12-6の土地について、土地所有者から土壌汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、平成29年3月17日から平成29年7月26日にかけて、自主的に所有地の一部（1,466㎡）について、土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準を超過する物質が以下のとおり検出されました。（地点は別紙参照）

なお、汚染範囲を特定するための深度調査（ボーリング調査）において、地下水が確認されなかったことから、周辺への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質の濃度は次のとおりです。

土壌調査結果

物質名	最大濃度 (土壌溶出量基準の倍数)	土壌溶出量基準	汚染深度
鉛及びその化合物	0.11mg/L (11倍)	0.01mg/L	表層～0.5m

3 対応方針

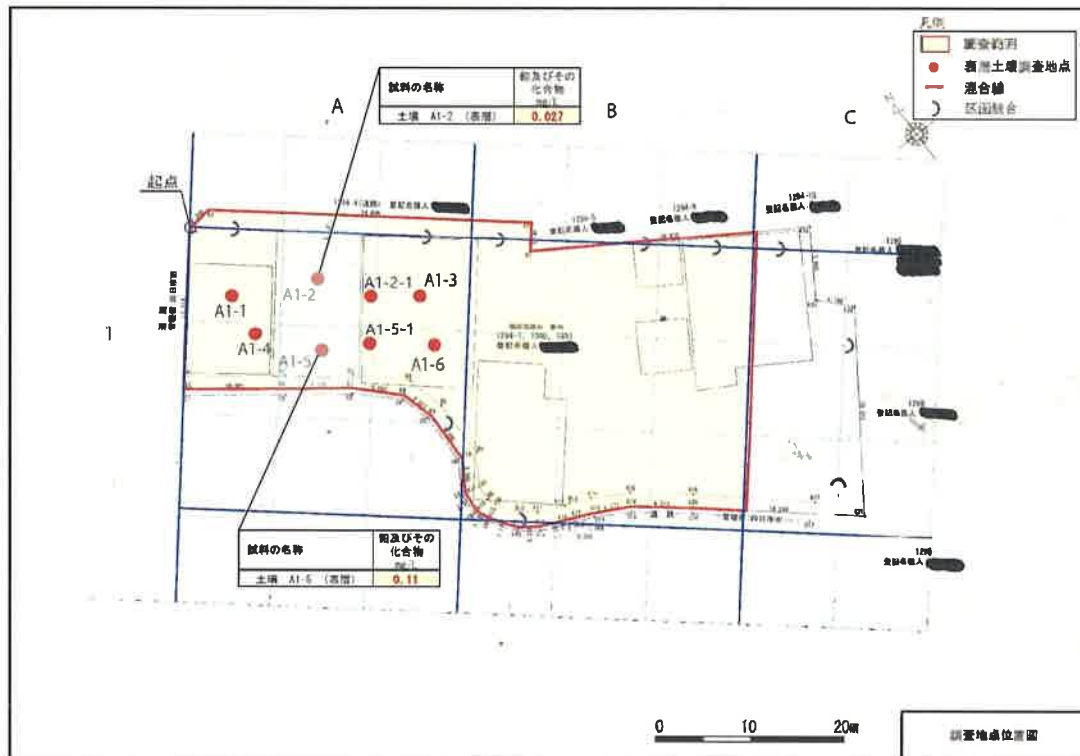
- (1) 8月21日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 汚染範囲の土壌については、所有者による掘削除去工事が行われる予定ですが、事前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。

(環境部環境保全課)

汚染土壌の場所を明らかにした図面（万古町 12-6）



国土地理院発行数値地図 10000 に加筆



対策範囲(鉛)

鉛 GL-0.5m